

生駒市条例第27号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第6条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成23年4月1日から施行する。